



令和6年10月分(12月振り込み)から 児童手当制度が改正されます

問い合わせ こども政策課 ☎229-3155 FAX229-3451

これまで中学卒業までの児童を養育する保護者に支給されていた児童手当が、10月から右記のとおり改正されます。新たに受給対象となる場合、市への申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



※令和6年9月分の児童手当を受給しており、中学生以下の児童を2人以下養育している場合、支給額は変わりません。

※公務員は勤務先で申請手続きについて確認してください。

制度改正の内容

- 所得制限を撤廃
- 対象児童を高校生年代(18歳の年度末)まで延長
- 第3子以降*の支給額を月3万円に増額
- 児童手当の支払い回数を年3回から年6回(偶数月)に増加

※第3子以降の数は、大学生年代(18歳~22歳の年度末)まで拡大し、保護者に経済的負担がある場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出により、年長者から第1子、第2子、第3子と数えます(児童と別世帯の場合も対象)。

	制度改正により申請が必要となる場合		申請が不要な場合
対象受給者の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得上限超過で、9月分の特例給付(児童1人当たり5,000円)を受給していない ● 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみが同一世帯にいる ● 児童手当受給中で支給要件児童として認定されていない高校生年代と中学生以下の児童を同一世帯に養育している ● 児童手当受給中で同一世帯に大学生年代の子があり、かつ子が3人以上いる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 別世帯に対象児童の高校生年代の子がいる ● 大学生年代を含めて子が3人以上おり第3子加算の対象となるが、大学生年代の子が別世帯にいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得制限により9月分の特例給付を受けている ● 現在児童手当特例給付を受給中で中学生以下の児童のみがあり、第3子加算の対象となる ● 現在児童手当特例給付を受給中で、支給要件児童に認定されている高校生年代と中学生以下の児童がいる
案内等の送付	8月中旬に制度改正の案内と申請書を送付	送付なし(自身で申請が必要)	8月中旬に額改定の案内を送付
申請方法	8月19日(月)~来年3月31日(月)に、直接窓口または郵送でこども政策課(〒514-8611 住所不要)、または各総合支所市民福祉課(福祉課)へ		
主な添付書類	新規…受給者本人の口座番号が分かるもの(通帳の写しなど) 他市町村で住民登録している子または配偶者がいる場合…子または配偶者のマイナンバーが分かる書類(マイナンバー入りの住民票など)		

※申請者は原則、父母等のうち所得が高い方が行ってください。
 ※申請期間中の申請であれば令和6年10月分にさかのぼって支給します。
 ※申請事由が出生や転入の場合は、通常どおり申請の翌月分から支給します。



令和6年度津市出会い応援事業 Love♡も巻き込むCooking! 韓国風ロング巻き寿司パーティー

問い合わせ こども政策課 ☎229-3390 FAX229-3451



年齢を分けた2部制で、長〜い韓国風巻き寿司を作った後に、1対1トークを楽しむ出会い応援イベントです。フリータイムが苦手な人も、出会いイベント初心者の方も、安心してご参加ください。おいしい巻き寿司を作りながら、出会いの場に参加してみませんか。詳しくは市ホームページをご覧ください。

と き 10月5日(土)

第1部(33~45歳)…9時15分~12時30分

第2部(25~35歳)…13時15分~16時30分

ところ 中央公民館(津センターパレス2階)

対象 市内に在住・在勤・在学、または津市に興味がある25~45歳の独身の人

定員 抽選男女各10人

費用 2,000円

申し込み 申し込みフォームから

※入力したメールアドレスに申し込み受け付けのメールを送付します。抽選結果は9月26日(木)にメールで連絡します。



締め切り 9月24日(火)

申し込みフォーム

市ホームページ